

校 長	教 頭	教 頭	事務長	教 主

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

インフルエンザは、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。そのため、学校保健安全施行規則第 19 条により、出席停止期間が決められております。インフルエンザと診断を受けた場合は、充分休養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」に療養経過を記入し、学校へ提出をお願い致します。

〈インフルエンザ出席停止期間の基準〉

「発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで出席停止とする。」

水戸葵陵高等学校

校長 鈴木 博光 殿

※保護者が記入する

インフルエンザにおける療養報告書

組 番 氏名

インフルエンザ（A 型・B 型・不明）との診断 月 日を受け療養中のところ、下記経過のとおり症状が軽快し、出席停止期間基準 1～3 をすべて満たす状態に回復したことを報告します。

よって 月 日より登校します。

記

チェック (✓)	出席停止期間基準	
1	発症日(発熱した日)を「0」として、翌日から数え5日を経過している。 発症日を記入： 月 日 ()	
2	解熱後2日を経過している。 →朝から平熱に戻った日を1日と数えます。	
3	登校しても活動できる状態に回復している。 ・咳がひどくない ・食欲がある ・1日中起きていてもつらくない	

受診した医療機関名

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名

印

校 長	教 頭	教 頭	事務長	教 主

新型コロナウイルス感染症における療養報告書の提出について

新型コロナウイルス感染症（COVID - 19）は学校保健安全施行規則第 19 条により、出席停止期間が決められております。診断を受けた場合は、十分休養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」に療養経過を記入し、学校へ提出をお願い致します。

〈出席停止期間の基準〉

発症日を 0 日として 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで出席停止とする。
--

水戸葵陵高等学校

校長 鈴木 博光 殿

※保護者が記入する

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

組 番 氏名 _____

新型コロナウイルス感染症との診断 _____ 月 _____ 日を受け療養中のところ、下記経過のとおり症状が軽快し、出席停止期間基準 1～3 をすべて満たす状態に回復したことを報告します。

よって _____ 月 _____ 日より登校します。

記

チェック (✓)	出席停止期間基準	
	1	発症日を「0」として、翌日から数え5日を経過している。 発症日を記入： _____ 月 _____ 日 (_____)
	2	症状が軽快した後24時間を経過している。
	3	登校しても活動できる状態に回復している。 ・咳がひどくない ・食欲がある ・1日中起きていてもつらくない

受診した医療機関名 _____

上記のとおり相違ありません。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____

印

校 長	教 頭	教 頭	事務長	教 主

治癒証明書

以下の者は、学校保健安全法で定められた期間出席停止となります。登校後、下記の用紙の枠内をご記入の上、クラス担任まで提出して下さい。

記

生徒氏名 _____ 年 _____ 組 _____ 氏名 _____

病名 1. 流行性耳下腺炎 2. 咽頭結膜熱 3. 水痘
4. その他 (_____)

出席停止期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の者は治癒しましたので登校しても差し支えありません。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

受診した医療機関名 _____

医師名 _____

保護者名 _____ 印